官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示（国土交通三六六）　二
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁五九）　二
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁三）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八五）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一七五）　二
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の口上書の交換に関する件（同一七六、一七七）　二
○ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七八）　二
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関の事務所の所在地を変更した件（厚生労働一五五）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産七一〇）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同七一一）　四
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通三六七）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三六八～三七一）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三七二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一五四、一五五）　六
〔国会事項〕
登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示（国土交通省）　六
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　七
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示（国土交通省）　七
令和七年度獣医師国家試験予備試験（公告）（農林水産省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
企業年金基金変更関係　二九
会社その他

法規的告示

○国土交通省告示第三百六十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十二日　　国土交通大臣　中野　洋昌

建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件（平成十三年国土交通省告示第四百二十号）第二号

二　住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成二十六年国土交通省告示第八百七十七号）第七条第一項第一号ハ

三　家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）第六条第一項第三号

附　則

（施行期日）

1　この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日。次項において「刑法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の各規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

その他告示

○金融庁告示第五十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日　　金融庁長官　井藤　英樹

一　登録番号　関東財務局長（電代）第八十一号
　電子決済等代行業者名　株式会社マネーコミュニケーションズ
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区南青山二丁目四番十五号
　登録年月日　令和三年二月二十六日
　失効年月日　令和七年三月十八日

二　登録番号　関東財務局長（電代）第百十八号
　電子決済等代行業者名　株式会社ＭＪＳ　Ｆｉｎａｎｃｅ＆Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都新宿区四谷四丁目二十九番一号
　登録年月日　令和五年六月三十日
　失効年月日　令和七年二月二十八日

○消費者庁告示第三号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年五月十二日　　消費者庁長官　新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム	佐賀市神野東四丁目1番31―103号アパートメント12	佐賀市神野東四丁目1番31―103号アパートメント12	令和七年四月十日

○法務省告示第八十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月十二日　　法務大臣　鈴木　馨祐

京都地方法務局所属　　古賀　栄美

○外務省告示第百七十五号

令和七年三月十四日にマプトで、円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の平成二十七年五月十四日付けの交換公文に従ってモザンビーク共和国政府に供与されることになったナカラ港開発計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和三年十二月二日付けの口上書により令和六年十二月七日まで延長された。）がモザンビーク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年十月七日まで延長される旨の口上書の交換が、モザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十六号

令和三年七月二十日にアピアで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の令和三年三月三日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、サモア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十七号

令和三年十二月二十四日にアピアで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の令和三年三月三日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間（令和三年七月二十日付けの口上書により令和三年六月三十日まで延長された）が令和三年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、サモア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十八号

令和五年八月三日にドゥシャンベで、ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する次の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和六年一月三日に効力を生じた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タジキスタン共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）によって実施されるＪＩＣＡ海外協力隊の事業（以下「事業」という。）に基づき協力隊員をタジキスタン共和国に派遣することについて、日本国政府の代表者とタジキスタン共和国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

１　ＪＩＣＡ海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）は、タジキスタン共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で別個に合意する派遣計画により、日本国において施行されている法令に従い、ＪＩＣＡによってタジキスタン共和国に派遣されることとなる。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、タジキスタン共和国政府の権限のある当局は経済発展・貿易省である。

２　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とタジキスタン共和国との間の渡航費及びタジキスタン共和国における生活手当はＪＩＣＡによって負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡによって使用に供される。

３　タジキスタン共和国政府は、事業の結果としてタジキスタン国民が取得する技術及び知識並びに供与される設備、機械、自動車及び資材がタジキスタン共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

４　タジキスタン共和国政府は、協力隊員に対して次の特権、免除及び便宜を与える。

(1)　２に規定する設備、機械、自動車及び資材の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(2)　２に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(3)　協力隊員の携帯荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(4)　国外から送金される２に規定する生活手当に対して又は当該生活手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(5)　必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供

(6)　タジキスタン共和国政府によって与えられる任務を遂行するために協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設の提供

(7)　協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給

(8)　協力隊員の任期中、タジキスタン共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(9)　任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(10)　協力隊員の任務の遂行に必要な他の措置

５　(1)　タジキスタン共和国政府は、日本国から派遣されて事業の活動に関連してＪＩＣＡによって与えられる任務をタジキスタン共和国において遂行する駐在調整員（以下「ＪＩＣＡ調整員」という。）を受け入れる。

(2)　タジキスタン共和国政府は、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。

(a)　ＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(b)　国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(c)　タジキスタン共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ調整員及びその家族につき、ＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(d)　(a)及び(c)に規定する自動車の登録料の免除

(e)　自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(f)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行を容易にするための身分証明書及び協力隊員を送迎するための空港の出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給

(g)　ＪＩＣＡ調整員の任期中、タジキスタン共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(h)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要な他の措置

(3)　(2)に規定する自動車が、その後タジキスタン共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を受ける権利を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対して当該租税が課される。

６　タジキスタン共和国政府は、協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、タジキスタン共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア、調整員及びその家族の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

７　タジキスタン共和国政府は、タジキスタン共和国に滞在中の協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

８　タジキスタン共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

９　両政府は、タジキスタン共和国における事業を成功裏に実施するため随時協議する。

10　前記の了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月の予告をもって書面により通告することにより終了させることができる。

本使は、更に、この書簡及びタジキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のタジキスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年八月三日にドゥシャンベで

タジキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　相木俊宏

タジキスタン共和国
経済発展・貿易大臣　ザウキ・ザウキゾダ閣下

（タジキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、タジキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のタジキスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年八月三日にドゥシャンベで

タジキスタン共和国
経済発展・貿易大臣　ザウキ・ザウキゾダ

タジキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　相木俊宏閣下

○厚生労働省告示第百五十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三及び第五十四条において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する同法第四十六条第四項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

令和七年五月十二日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関の事務所の所在地を変更した件

一　労働安全衛生法第四十一条第二項の登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	秋田事務所	秋田県秋田市中通二丁目四番十九号	秋田県秋田市保戸野鉄砲町九番五十八号	令和六年十二月二十三日

二　労働安全衛生法第四十四条第一項の登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	秋田事務所	秋田県秋田市中通二丁目四番十九号	秋田県秋田市保戸野鉄砲町九番五十八号	令和六年十二月二十三日

○農林水産省告示第七百十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日　　農林水産大臣　江藤　拓

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Dianthus caryophyllus L.	Bre19FB001	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第37492号 令和７年３月４日
Gentiana L.	心美零（ここみ れい）	筑前あさくら農業協同組合 福岡県朝倉市甘木221―１	第37305号 令和７年３月17日
Lavandula L.	SUMMER TV77	BG-BREEDING ApS Anderupvej 68, Anderup, 5270 Odense N, Denmark	第34968号 令和７年３月17日
Ranunculus L.	サラセレネ　アロピクス	新井信明 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3977番地	第35362号 令和７年３月13日
〃	サラセレネ　ロクサス	〃	第35364号 令和７年３月13日
Solanum lycopersicum L.	PINKLUA	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	第35380号 令和７年３月28日
〃	Ranse	〃	第36199号 令和７年３月28日

○農林水産省告示第七百十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日　　農林水産大臣　江藤　拓

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Fragaria L.	SRI1816	手島靖仁 佐賀県唐津市半田3659	第34417号 令和７年３月10日
Physocarpus (Cambess.) Maxim.	ZLEBic5	Plants Nouveau LLC 1220 Selma Street, Mobile, Alabama, 36604, USA	第33991号 令和７年３月４日

○国土交通省告示第三百六十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　市街地再開発事業の種類及び名称

長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から令和八年度まで

三　施行地区

新潟県長岡市大手通二丁目、表町二丁目、坂之上町二丁目及び東坂之上町二丁目の各一部

四　施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地

新潟県長岡市東坂之上町二丁目五番地十一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成三十一年三月十三日

七　施行規程の変更の認可の年月日

令和元年九月十一日（第一回変更）
令和三年五月二十四日（第二回変更）
令和五年三月二十二日（第三回変更）
令和七年二月二十七日（第四回変更）

八　事業計画の変更の認可の年月日

令和元年九月十一日（第一回変更）
令和三年五月二十四日（第二回変更）
令和三年十一月九日（第三回変更）
令和四年八月十二日（第四回変更）
令和五年三月二十二日（第五回変更）
令和七年二月二十七日（第六回変更）
令和七年五月十二日（第七回変更）

○国土交通省告示第三百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トモエ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形上野の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯四〇度四四分四九秒八九九〇　東経一四〇度〇五分〇六秒七四〇八

二点　北緯四〇度四四分四九秒二〇一〇　東経一四〇度〇五分〇五秒九二八〇

三点　北緯四〇度四四分四八秒七二四八　東経一四〇度〇五分〇四秒八〇二三

四点　北緯四〇度四四分四八秒九一六〇　東経一四〇度〇五分〇三秒三〇五一

五点　北緯四〇度四四分四八秒四六五六　東経一四〇度〇五分〇二秒四六七四

六点　北緯四〇度四四分四八秒三〇五八　東経一四〇度〇五分〇〇秒九八一六

七点　北緯四〇度四四分四八秒二七〇七　東経一四〇度〇四分五九秒四五五六

八点　北緯四〇度四四分四八秒三八九三　東経一四〇度〇四分五九秒三八六〇

九点　北緯四〇度四四分四九秒三三五一　東経一四〇度〇五分〇〇秒三七七四

十点　北緯四〇度四四分四九秒八五六六　東経一四〇度〇五分〇一秒四八五四

十一点　北緯四〇度四四分五〇秒〇三六七　東経一四〇度〇五分〇二秒〇七四六

十二点　北緯四〇度四四分五〇秒四七〇七　東経一四〇度〇五分〇二秒三六一六

十三点　北緯四〇度四四分五一秒一二七五　東経一四〇度〇五分〇三秒六六〇五

十四点　北緯四〇度四四分五一秒七三三〇　東経一四〇度〇五分〇五秒四八〇七

十五点　北緯四〇度四四分五一秒四五一〇四　東経一四〇度〇五分〇五秒七四六〇

十六点　北緯四〇度四四分五一秒三一七九　東経一四〇度〇五分〇七秒〇三二

十七点　北緯四〇度四四分五〇秒七〇八　東経一四〇度〇五分〇五秒五一八八

十八点　北緯四〇度四四分五〇秒二九一五　東経一四〇度〇五分〇五秒三四五四

十九点　北緯四〇度四四分四九秒九二二六　東経一四〇度〇五分〇五秒二八一六

二十点　北緯四〇度四四分四九秒六九七八　東経一四〇度〇五分〇五秒二八六六

二十一点　北緯四〇度四四分四九秒三四〇四　東経一四〇度〇五分〇五秒四四九七

二十二点　北緯四〇度四四分四九秒四六九八　東経一四〇度〇五分〇五秒七一七六

二十三点　北緯四〇度四四分四九秒七一〇五　東経一四〇度〇五分〇五秒八五六六

二十四点　北緯四〇度四四分五〇秒〇二二四　東経一四〇度〇五分〇六秒一四六四

二十五点　北緯四〇度四四分五〇秒二一一一　東経一四〇度〇五分〇六秒四五二九

二十六点　北緯四〇度四四分五〇秒〇六七六　東経一四〇度〇五分〇六秒五六七八

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中宇樽部沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県十和田市大字奥瀬字宇樽部国有林

六五林班ろ小班[2]一号から十三号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北大泊沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡今別町大字大泊字鋳釜

一番一　一号、二号、二十四号及び二十五号

二番一〇　三号、二十二号及び二十三号

二番四〇　四号から十四号まで及び二十一号

二番二七　十五号及び十六号

二番七　十七号から二十号まで

○国土交通省告示第三百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県新見市神郷油野字寺畝ノ上、字大蔵畝及び字小谷頭の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第三百七十九号で指定した土地の区域を除く。）

一点　北緯三五度〇二分四二秒三二二五　東経一三三度二一分四四秒六九三四

二点　北緯三五度〇二分四二秒一三九一　東経一三三度二一分四二秒二一四二

三点　北緯三五度〇二分四二秒四〇六〇　東経一三三度二一分四〇秒八五三五

四点　北緯三五度〇二分四一秒八四八九　東経一三三度二一分四〇秒二八一六

五点　北緯三五度〇二分四二秒五三四六　東経一三三度二一分三七秒九二五〇

六点　北緯三五度〇二分四四秒九四四六　東経一三三度二一分三四秒六九六六

七点　北緯三五度〇二分四五秒八六九二　東経一三三度二一分三五秒一一六五

八点　北緯三五度〇二分四五秒二〇七七　東経一三三度二一分三七秒四四一四

九点　北緯三五度〇二分四三秒八九五〇　東経一三三度二一分四一秒四〇二五

十点　北緯三五度〇二分四三秒五一二三　東経一三三度二一分四一秒九二二

十一点　北緯三五度〇二分四三秒五〇四七　東経一三三度二一分四二秒四九一〇

十二点　北緯三五度〇二分四三秒五九三二　東経一三三度二一分四三秒四一一七

十三点　北緯三五度〇二分四三秒四七二九　東経一三三度二一分四五秒六一一〇

十四点　北緯三五度〇二分四二秒四三六四　東経一三三度二一分四六秒八七七三

○国土交通省告示第三百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の前川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県宇土市下網田町字上床及び字水ノ手の区域内の土地のうち、次の一点から四十八点までを順次結んだ線及び一点と四十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三二度三九分四七秒七四一三　東経一三〇度三三分二四秒二三九五

二点　北緯三二度三九分四七秒六六六四　東経一三〇度三三分二四秒四四四二

三点　北緯三二度三九分四七秒〇八九〇　東経一三〇度三三分二五秒〇九五七

四点　北緯三二度三九分四六秒七一五三　東経一三〇度三三分二五秒四三二二

五点　北緯三二度三九分四六秒三五二八　東経一三〇度三三分二六秒一四五五

六点　北緯三二度三九分四六秒〇五〇一　東経一三〇度三三分二六秒三八九八

七点　北緯三二度三九分四五秒五一四三　東経一三〇度三三分二六秒三八二三

八点　北緯三二度三九分四四秒七六六六　東経一三〇度三三分二七秒一四二五

九点　北緯三二度三九分四三秒九〇六八　東経一三〇度三三分二七秒五二九七

十点　北緯三二度三九分四三秒六七六二　東経一三〇度三三分二七秒八二三七

十一点　北緯三二度三九分四三秒七三〇五　東経一三〇度三三分二七秒二七二六

十二点　北緯三二度三九分四三秒三七六二　東経一三〇度三三分二八秒八九七〇

十三点　北緯三二度三九分四三秒〇四〇〇　東経一三〇度三三分二八秒一二七九

十四点　北緯三二度三九分四二秒六九九九　東経一三〇度三三分二八秒九三四七

十五点　北緯三二度三九分四二秒〇三二一　東経一三〇度三三分二九秒四七八八

十六点　北緯三二度三九分四一秒九三四八　東経一三〇度三三分三〇秒六九九八

十七点　北緯三二度三九分四一秒四八四九　東経一三〇度三三分四〇秒九六六一

十八点　北緯三二度三九分四〇秒八一〇七　東経一三〇度三三分四〇秒六七六七

十九点　北緯三二度三九分四〇秒一九二三　東経一三〇度三三分三〇秒七四二七

二十点　北緯三二度三九分三九秒一〇六二　東経一三〇度三三分四〇秒七七四六

二十一点　北緯三二度三九分三九秒七三九　東経一三〇度三三分三八秒六九六五

二十二点　北緯三二度三九分三九秒三六七五　東経一三〇度三三分三八秒二六五二
二十三点　北緯三二度三九分三九秒〇九三七　東経一三〇度三三分三七秒八二七八
二十四点　北緯三二度三九分三九秒一〇二三　東経一三〇度三三分三七秒二〇六四
二十五点　北緯三二度三九分三九秒七九六〇　東経一三〇度三三分三六秒五五九九
二十六点　北緯三二度三九分三九秒一七六四　東経一三〇度三三分三六秒三四〇〇
二十七点　北緯三二度三九分三八秒五一八二　東経一三〇度三三分三五秒六九八二
二十八点　北緯三二度三九分三八秒八七六三　東経一三〇度三三分三四秒八九九六
二十九点　北緯三二度三九分三九秒四八三三　東経一三〇度三三分三四秒九七一一
三十点　北緯三二度三九分三九秒二五〇五　東経一三〇度三三分三五秒三〇五六
三十一点　北緯三二度三九分三九秒九一九〇　東経一三〇度三三分三五秒八九〇一
三十二点　北緯三二度三九分四〇秒二六七二　東経一三〇度三三分三六秒〇〇四一
三十三点　北緯三二度三九分四〇秒六二八五　東経一三〇度三三分三五秒八〇二六
三十四点　北緯三二度三九分四〇秒七二八〇　東経一三〇度三三分三五秒九三五九
三十五点　北緯三二度三九分四〇秒四七八四　東経一三〇度三三分三七秒一九一七
三十六点　北緯三二度三九分四一秒八二二〇　東経一三〇度三三分三八秒九一二四
三十七点　北緯三二度三九分四二秒九〇三五　東経一三〇度三三分三八秒一七七二
三十八点　北緯三二度三九分四二秒八四六九　東経一三〇度三三分三七秒七七〇六
三十九点　北緯三二度三九分四三秒一六九四　東経一三〇度三三分三七秒二九四三
四十点　北緯三二度三九分四三秒三七五二　東経一三〇度三三分三七秒五二八二
四十一点　北緯三二度三九分四三秒七〇一七　東経一三〇度三三分三七秒〇四一一
四十二点　北緯三二度三九分四四秒三六一〇　東経一三〇度三三分三六秒八五六六
四十三点　北緯三二度三九分四五秒三九九九　東経一三〇度三三分三五秒六七四六
四十四点　北緯三二度三九分四六秒六三七五　東経一三〇度三三分三四秒四七三四
四十五点　北緯三二度三九分四七秒〇二一八　東経一三〇度三三分三四秒一八二七
四十六点　北緯三二度三九分四七秒二四三五　東経一三〇度三三分三四秒〇五二八
四十七点　北緯三二度三九分四七秒五〇九〇　東経一三〇度三三分三四秒〇八一四
四十八点　北緯三二度三九分四七秒六八五八　東経一三〇度三三分三四秒一二七〇

○国土交通省告示第三百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県山鹿市久原字本霊仙、字山中及び字首石の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和元年国土交通省告示第八百六十号で指定した土地の区域を除く。）

一点　北緯三二度〇一分五七秒七一四七　東経一三〇度四三分三八秒〇三二九
二点　北緯三二度〇一分五九秒〇三一八　東経一三〇度四三分三五秒一四一九
三点　北緯三二度〇一分五九秒三四七二　東経一三〇度四三分三五秒〇四八五
四点　北緯三二度〇一分五九秒六四一八　東経一三〇度四三分三四秒九四四一
五点　北緯三二度〇一分五八秒〇五三八　東経一三〇度四三分三九秒二二五九
六点　北緯三二度〇一分五七秒二三二三　東経一三〇度四三分四一秒一三九二
七点　北緯三二度〇一分五五秒五七九一　東経一三〇度四三分四一秒四八一四
八点　北緯三二度〇一分五五秒五七二〇　東経一三〇度四三分三八秒一九七六

○国土交通省告示第三百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トモエ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

令和六年国土交通省告示第千二百五十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○関東地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十二日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　吉川市大字川藤字古川四一八九番五から越谷市大字増森字屋敷通一六五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十二日

○関東地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十二日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号　韮崎市一ツ谷一八一八番から同市一ツ谷一八二四番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十二日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

五月八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

議案送付

五月八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

議案通知

五月八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書（海江田万里提出）

参議院

議事日程

五月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

令和七年五月九日（金曜日）

午前十時開議

第一　航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）　議院運営委員会に付託
また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）　地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書受領

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書
航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書
航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書
千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書

人事異動

内　閣

○環境大臣臨時代理解職
　国務大臣　中野　洋昌
環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　中野　洋昌
内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上五月七日）

国家公安委員会

（警察大学校特別捜査幹部研修所長）警視監　青山　彩子
千葉県警察本部長を命ずる（四月十八日）

警　察　庁

（警察大学校長）警視監　猪原　誠司
警察大学校特別捜査幹部研修所長事務取扱を命ずる
（千葉県警察本部長）同　宮沢　忠孝
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　宮沢　忠孝
内閣官房に出向させる（以上四月十八日）

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の七の規定により登録海技免許講習事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。
令和七年五月十二日　国土交通大臣　中野　洋昌
一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
二　休止する登録海技免許講習の種類　救命講習
三　休止期間
　自　令和七年五月一日
　至　令和八年四月三十日

国家試験

令和７年度獣医師国家試験予備試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う令和７年度獣医師国家試験予備試験に関し、次のように公告する。
令和７年５月12日　農林水産大臣　江藤　拓
1　試験の種類等
(1)　試験の種類
試験は、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。
(2)　試験の科目
学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年９月４日獣医事審議会決定）による。
(3)　試験の出題数
学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。
(4)　試験の方法
学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。
2　試験の日時

試験の種類	試験日	試験時間
学説に関する試験	令和７年８月20日（水曜日）	10：00～12：15
実地に関する試験		13：30～15：30

3　試験の場所
東京都千代田区霞が関１丁目２番１号
農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）
4　受験資格
外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第１項第２号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者

5　受験手続

⑴　提出書類等

ア　受験願書

別記様式により作成すること。

イ　写真

出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている縦45ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

ウ　獣医師国家試験予備試験受験資格の認定書の写し

エ　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

⑵　受験手数料

ア　受験手数料は、30,500円とする。

イ　受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。

ウ　受験願書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑶　受験願書等の受付期間及び提出場所

ア　受験願書等の受付期間は、令和７年７月１日（火曜日）から同年７月14日（月曜日）までとする。

イ　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第２項に規定する信書便により受験願書等を受付場所に提出すること。封筒の表面に「獣医師国家試験予備試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、令和７年７月14日（月曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和７年７月28日（月曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

6　合格者の発表

試験の合格者は、令和７年９月19日（金曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。

7　その他

やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。

別記様式

獣医師国家試験予備試験受験願書

令和　　年　　月　　日

獣医事審議会会長　　殿

写　　真

氏　名

令和　　年　　月　　日撮影

令和７年度獣医師国家試験予備試験を受験したいので、関係書類を添えて下記により出願します。

記

1　本籍

2　現住所　〒

方

電話番号

メールアドレス

3　氏　　名

4　生年月日　　年　　月　　日生　　男・女

5　受験の資格となる学歴及び履歴

6　獣医事審議会が獣医師国家試験予備試験の受験を適当と認めた年月日

収入印紙
30,500円

日本産業規格Ａ４

作成上の注意

1　願書の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　受験者の氏名は、戸籍に記載されている文字を用い、書名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、住民票に記載されている文字を用い、読み仮名を付けること。）。

3　同じ写真（出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている45㎜×35㎜のもの。裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

4　本籍は、都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、国籍を記載すること。）。

5　現住所は、都道府県名から記載すること。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社Ｇ＆Ｄアドヴァイザーズ
２．本店所在地　東京都千代田区内神田３―15―10　東海神田ビル２階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1756号
４．行政処分の年月日　令和７年４月24日
５．行政処分の内容
　新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和７年４月24日から同年７月23日まで停止すること。

令和７年５月12日

関東財務局長　目黒　克幸

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月12日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年４月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社山電　山口　剛史　宮城県仙台市太白区富沢西５丁目21番地の１　国土交通大臣許可（般・特―04）第17621号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和７年５月12日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

１　商号　縁住販株式会社
２　代表者氏名　代表取締役　爲近　創太
３　主たる事務所の所在地　東京都港区東麻布二丁目５番１号麻布イースト507号
４　免許証番号　大臣(1)第10298号
５　免許年月日　令和４年11月28日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始の取消決定確定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１３号

東京都練馬区春日町６丁目９番14号
清算株式会社　王光カラー株式会社
代表清算人　川上　　隆

1　決定年月日　令和７年４月22日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社の有する現金から清算株式会社が納付すべき公租公課を控除した残額を、協定債権額に応じて按分して弁済する。

2　協定債権者は、前項の協定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　弁済場所

本協定における弁済は協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は協定債権者の負担とする。但し、本協定認可決定確定後１ケ月以内に協定債権者から振込口座の指定がない場合は、清算株式会社の本店の所在地で支払う。

4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和６年（再）第３１号

茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者　日本電解株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式の全てにあたる普通株式1009万500株

2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日において募集株式の引受人が出資をした日

3　減少する資本金の額　資本金23億5846万9602円全額

4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日において募集株式の引受人が出資をした日

5　募集株式の数　普通株式１株

6　募集株式の払込金額　普通株式１株につき金１円

7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から３か月以内で再生債務者が別途指定する日

8　増加する資本金の額　金１円

令和７年４月21日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金変更公告

四国自動車企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　愛媛県松山市水泥町455番地１

２．旧事務所の所在地　愛媛県松山市空港通６丁目10番１号

３．変更年月日　令和７年５月７日

令和７年５月12日

四国自動車企業年金基金

理事長　末廣　享三

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.idemitsu.com/jp/

令和七年五月十二日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

（甲）出光興産株式会社

代表取締役　酒井　則明

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

（乙）ＲＳエナジー株式会社

代表取締役　石田真太郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＯＬＩＺＥ株式会社（乙、住所東京都千代田区三番町六番三号）のエンジニアリング・マニュファクチュアリング事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十二日

東京都千代田区三番町六番三号

株式会社ＳＯＬＩＺＥ分割準備会社１

代表取締役　井上　雄介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＯＬＩＺＥ株式会社（乙、住所東京都千代田区三番町六番三号）のコンサルティング・エンジニアリング事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十二日

東京都千代田区三番町六番三号

株式会社ＳＯＬＩＺＥ分割準備会社２

代表取締役　堤　寛朗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＯＬＩＺＥ株式会社（乙、住所東京都千代田区三番町六番三号）のビジネスインキュベーション事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十二日

東京都千代田区三番町六番三号

株式会社ＳＯＬＩＺＥ分割準備会社３

代表取締役　鈴木　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都東村山市萩山町三丁目三一番地五六―一一四号

（乙）合同会社ＥＳＧファクトリー

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のウェアハウス事業並びに、カプセル楽局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.geonet.co.jp/

令和七年五月十二日

名古屋市中区富士見町八番八号

（甲）株式会社ゲオアミューズメント

代表取締役　小坂　雅章

名古屋市中区富士見町八番八号

（乙）株式会社ゲオ

代表取締役　吉川　恭史

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりナカバヤシ株式会社（乙、住所大阪市中央区北浜東一番二〇号）の兵庫工場および関宮工場において営む事業の製造部門に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十七日

掲載頁　一四三頁（号外第一五四号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十二日

島根県出雲市矢野町三九一番地三

島根ナカバヤシ株式会社

代表取締役　川上　陽右

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するSBI Nsystems株式会社（住所東京都港区六本木三丁目一番一号）に対して当社の情報システム本部の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月七日

掲載頁　五十六頁（号外第一八六号）

令和七年五月十二日

東京都港区六本木三丁目一番一号

株式会社SBI BITS

代表取締役　助間　孝三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都文京区関口一丁目五―九ドーム関口三F

合同会社ティエラ

代表社員　福島　陸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都港区高輪四丁目二四番五五号ペアシティルネッサンス六一八

合同会社タカオカトレーディング

代表社員　高丘　季知

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区代々木二丁目三九番一〇号クリエイト代々木四階

合同会社KARATE

代表社員　後藤　佑介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

神奈川県相模原市南区南台二―一〇―一五コスモハイム一〇二

弘順合同会社

代表社員　ライ・キ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

川崎市高津区梶ケ谷五丁目六番地七

合同会社グッドシークエンス

代表社員　山田　友孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市湊町四二番地　合名会社玉井屋本舗

代表社員　玉井　弘子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エンプレイスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

大分市寿町七番五号

合同会社エンプレイス

代表社員　一般社団法人TAKE　ON

職務執行者　六田浩二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エナジーワークスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

大分市寿町七番五号

合同会社エナジーワークス

代表社員　一般社団法人TAKE　ON

職務執行者　六田浩二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

群馬県利根郡みなかみ町藤原二二九四番地

合同会社藤原石油

代表社員　株式会社宝川温泉汪泉閣

職務執行者　小野与志雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　七十七頁（号外第九十九号）

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番五号島田ビル六階

JDKメディカル株式会社

代表取締役　丸山　大貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円減少し一億円とし、減少した資本金の額の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

令和七年五月十二日

東京都渋谷区神宮前三丁目一番三〇号

フェンダー・ミュージック株式会社

代表取締役　エドワード・フランシス・コール

資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を百五十万円減少し二千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都新宿区新宿一丁目一九番七号

あると築地有限責任監査法人

代表社員　淺野　昌孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十二日

富山県高岡市御旅屋町八五番地

サンコー東京有限会社

代表取締役　土田　允子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し九千九百七十五万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の額の全額を資本準備金の額と致します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十三日

掲載頁　六十一頁（号外第一七四号）

令和七年五月十二日

長野県塩尻市大字宗賀一七九七番地一

株式会社ソルトターミナル

代表取締役　友保　悟郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十九号）

令和七年五月十二日

大阪府東大阪市足代北二丁目一五番二五号

株式会社ＯＮＥＩＲＩＣ　ＳＰＡＣＥ

代表取締役　小谷　正守

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十二日

岡山市北区今四丁目九番二三号

株式会社ＣＣＰ－３

代表取締役　江尻　浩二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十五日であり、株主総会の決議は令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十二日

福岡市中央区港一丁目二番一八号ＫＤＸレジデンス大濠ハーバービュータワー二四一〇号

株式会社アンジェロルーチェ

代表取締役　中平里枝子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八十七億八千九百二十二万七百二十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日を予定しており、株主総会の決議は、令和七年六月十七日を予定しています。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十二日

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号

エステー株式会社

代表執行役社長　上月　洋

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を十二億円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月七日

掲載頁　五十六頁（号外第一八六号）

令和七年五月十二日

東京都港区六本木三丁目一番一号

株式会社SBI BITS

代表取締役　助間　孝三

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百三十八万円、資本準備金の額を三千六百三十七万九千二百六円減少し、それぞれ九百九十万円、七百九十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月三十一日

掲載頁　五十二頁（号外第二十号）

令和七年五月十二日

名古屋市東区泉二丁目二七番一四号関電不動産高岳ビル三Ｆ

株式会社ＨＵＧアイビス

代表取締役　山嶋　美和

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

北海道小樽市銭函五丁目五五番地三

マルスイ小樽マリン株式会社

代表取締役　瀬田　尚人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

埼玉県飯能市長沢九三番地五

ハートフル株式会社

代表取締役　大江　康彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

東京都江東区新木場二丁目九番八号

株式会社チトセアート

代表取締役　佐藤美香子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

富山市桜木町一一番二号

株式会社日本海サービス

代表取締役　佐伯　知徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

岐阜県安八郡神戸町大字下宮五四〇番地の一

日電精工株式会社

代表取締役　吉田　圭二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

岐阜県大垣市三塚町三三六番地の一

日電精密工業株式会社

代表取締役　吉田　圭二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター三丁目一番三号

蔵前運輸倉庫株式会社

代表取締役　小関　隆久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社

代表取締役　酒向　幸司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都北区東十条一丁目一九番一四号

DUALLIFE HAWAII, INC.

日本における代表者　小平　寛子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年一月二十二日付官報の号外第十二号五十三頁に掲載されています。

令和七年五月十二日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＵＳＤＡ堺ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0037/index.html

令和七年五月十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｌｏｗ－Ｋｏｎａ特定目的会社

取締役　安藤　康浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十一万八千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月十三日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三十万三千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月十三日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　東京共同会計事務所内

アセット・スリー特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十二億七千六百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　東京共同会計事務所内

アセット・スリー特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一回優先出資二十一万八千十三口及び第三回優先出資七千五百十四口を消却することにいたしましたので、当社の第一回優先出資証券又は第三回優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月十三日までに当社にご提出ください。

令和七年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　東京共同会計事務所内

アセット・スリー特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社の規約型確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十二日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号

日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）

清算人　井原　加恵

取消公告

令和七年二月十四日（号外第三十号）七十五頁掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和七年五月十二日

名古屋市中区千代田一丁目一六番一号

（甲）株式会社サカツコーポレーション

代表取締役　牧野　充宏

岐阜市茜部大野二丁目四二番地

（乙）有限会社サカツコーポレーション

代表取締役　牧野　充宏

正誤

ページ	段	行	誤	正
一七			（原稿誤り）	令和七年三月二十七日（号外第六十六号）公布厚生労働省令第二十五号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）
一八	〃	六～七	改正後欄 マラリキシバット 十mgを 改正前欄 百三十四の九	改正後欄 マラリキシバット 十mg以下を （略） 百三十四の九